

美術品等についての減価償却資産の判定に関するFAQの誤りについて

平成27年5月27日（水）14時まで掲載していた本FAQについて、次のとおり誤りがありましたので、訂正し再掲載しました。訂正前に本FAQを出力している方はお手数ですが、訂正後の本FAQを出力していただきますようお願いいたします。

○ 正誤表

正		誤			
<p>【Q4】平成27年1月1日より前に取得し改正前の通達の取扱いにより非減価償却資産に該当していた美術品等について、通達改正後に再度判定を行った結果、減価償却資産に該当することとなった美術品等はどのように取り扱うことになりますか</p> <p>【A】</p> <p>今回の通達改正は過去に遡って資産区分の変更を行うものではありませんので、改正後の通達の取扱いにより資産区分を減価償却資産へ変更する美術品等については平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」といいます。）から減価償却を行うことになります。</p> <p>また、この場合の償却方法は、その美術品等を実際に取得した日に応じて旧定額法旧定率法、定額法、250%定率法又は200%定率法によることとなりますが（法令48①48の2①）、取得日を適用初年度開始の日とみなすこととして定額法又は200%定率法を選択できるほか、中小企業者等については租税特別措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定を適用することもできます（経過的取扱い）。</p> <p>これを表で示すと次のとおりとなります。</p>		<p>【Q4】平成27年1月1日より前に取得し改正前の通達の取扱いにより非減価償却資産に該当していた美術品等について、通達改正後に再度判定を行った結果、減価償却資産に該当することとなった美術品等はどのように取り扱うことになりますか</p> <p>【A】</p> <p>今回の通達改正は過去に遡って資産区分の変更を行うものではありませんので、改正後の通達の取扱いにより資産区分を減価償却資産へ変更する美術品等については平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」といいます。）から減価償却を行うことになります。</p> <p>また、この場合の償却方法は、その美術品等を実際に取得した日に応じて旧定額法旧定率法、定額法、250%定率法又は200%定率法によることとなりますが（法令48①48の2①）、取得日を適用初年度開始の日とみなすこととして定額法又は200%定率法を選択できるほか、中小企業者等については租税特別措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定を適用することもできます（経過的取扱い）。</p> <p>これを表で示すと次のとおりとなります。</p>			
美術品等の取得日	原則的取扱い	平27.1.1に取得したものとみなす場合の取扱い	美術品等の取得日	原則的取扱い	平27.1.1に取得したものとみなす場合の取扱い
平19.3.31以前	旧定額法 又は 旧定率法	定額法 又は 200%定率法	平19.3.31以前	旧定額法 又は 旧定率法	定額法 又は 200%定率法
平19.4.1 ～ 平24.3.31	定額法 又は 250%定率法	平27.1.1現在、中小企業者等に該当する法人にあっては、30万円未満の美術品等について一括償却可（措法67の5） （注）一事業年度当たり300万円 の上限あり	平19.4.1 ～ 平23.3.31	定額法 又は 250%定率法	平27.1.1現在、中小企業者等に該当する法人にあっては、30万円未満の美術品等について一括償却可（措法67の5） （注）一事業年度当たり300万円 の上限あり
平24.4.1以後	定額法 又は 200%定率法		平24.4.1以後	定額法 又は 200%定率法	